



～財産管理のための民事信託～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



貸家や賃貸アパートなどの賃貸収入で生活されている高齢者の方にとって、病気になったとき賃貸管理をどうすればいいのか、所有財産の管理をいつまで自分で続けられるのか、というのが不安のひとつだと思います。元気なうちに子どもに名義をかえて財産管理を任す方法の「民事信託(家族信託)」という仕組みが注目されています。

1. 「信託」の仕組み

信託とは、委託者(財産の所有者)が、受託者(財産管理を行う人)に財産を預け(信託し)て、受託者が、その財産の管理や活用を行い、その財産から生じた収益を受益者に配当するという仕組みです。

委託者(親) : 財産の所有者であり、財産を預ける人

受託者(子ども) : 財産を管理・運用・処分する人であり、財産を預かる人

受益者(親) : 財産の管理・運用・処分によって生じた収益を受け取る人

2. 受託者は誰でもなれるの？

信託と聞いて信託銀行を思い浮かべる方も多いと思います。営利を目的として信託を行う場合には、信託業法の免許が必要ですが、非営利(無報酬)であれば、信託業法の適用は受けませんので、誰でも受託者になることができます。

(ただし、未成年者、成年被後見人及び被保佐人は受託者になることはできません。)

3. 信託した財産は誰のもの？

信託した財産の名義は受託者に移転します。つまり財産の所有者は受託者となります。しかし、信託財産から生じる収益を受け取るのは受益者であり、その財産の経済的価値は受益者が有しているので、税務上は、受益者が信託財産を有しているものとみなします。相続税や贈与税は、原則として受益者が移転した場合に課税されます。

4. 民事信託によってできること

(1) **老後の財産管理**(委任契約の代用・成年後見制度の代用)たとえば、父親が元気なうちに、父親が所有する収益物件を、長男に信託し長男がその管理運用を行う。その管理運用により生じる利益は父親が受け取るようにする。

(委託者・受益者:父親、受託者:長男)

①受益者を父親にすれば、税務上の所有者は父親のままなので、贈与税が課税されずに、収益物件の管理運用を長男に任すことができる。

②意思能力が衰えた場合にも、財産管理は継続され、成年後見制度で対応できない積極的な運用もできる。

(2) 遺言の代用

信託契約において、遺言と同じ効果を発揮させることができます。遺言は死後にしかその効力は生じませんが、信託契約はその契約と同時に効力を発揮させることができます。たとえば、最初の受益者は父親としておき、父親の死亡後の受益者を母親(妻)に指定し、さらに母親(妻)の死亡後に、長男を受益者となるように指定しておくこともできます。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp